



2009年12月1日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様
厚生労働大臣 長妻 昭 様

障害者自立支援法の廃止と新法づくりに際して
**存続の危機にある地域活動支援センター・小規模作業所への
緊急支援を求める要望書**

わたしたちは、9月19日の長妻昭厚生労働大臣の「障害者自立支援法の廃止と新法づくり」の宣言を大歓迎いたします。早急に具体化をすすめていただくことを切望いたします。

しかし、当事者・関係者の声や実態を十分に反映し、かつ国連の障害者権利条約などの国際基準にかなった新法を制定するには、一定の期間を要すると思われまます。新法が制定されるからといって、それまでの期間は、現行の障害者自立支援法(以下、自立支援法)を放置するということにはいきません。それは、応益負担をはじめとした自立支援法そのものの問題点にとどまらず、同法の施行による自治体独自施策の改廃も同様です。とくに自治体独自の制度の廃止が要因となって、地域活動支援センターの運営と小規模作業所等の存続の危機が生じています。

自立支援法の施行に伴って、自治体独自の小規模作業所補助金制度を廃止した自治体は24道府県・政令指定都市に及びました。また地方では、地域活動支援センターへの移行が強要され、少なくない自治体では補助金が大幅に削減されてしまいました。さらに多くの自治体では、地域活動支援センターに対しても、介護給付等と同様に応益負担と日払い制が導入されてしまいました。

公的補助金が大幅に減額されてしまった地域活動支援センターは、運営がきわめて困窮しています。また自立支援法の事業への移行が困難な小規模作業所等は、補助金廃止を目前に控え、存続の危機にあるといわざるを得ません。

自立支援法の廃止と新法制定とともに、当面の緊急支援策として、以下の事項を要望いたします。

要望項目

1. 新しい法律の制定にあたっては、地域活動支援センターや小規模作業所等の実態や要望等を反映し、根本的に事業体系を見直してください。
2. 小規模作業所等に対する自治体補助金の廃止を予定している自治体に対しては、廃止を凍結し補助制度を継続するよう、政府としてはたらきかけてください。
3. 新しい法律が制定されるまでの間、自立支援法の「特別対策」の基金を活用して、1ヶ所年額1000万円の「地域活動支援センター・小規模作業所等緊急支援策」を実施してください。

<問い合わせ先>

きょうされん

(担当) 事務局長 多田 薫

〒163-0011 東京都中野区中央 5-41-18-5F

Tel:03-5385-2223、Fax:03-5385-2299

E-mail:zenkoku@kyosaren.or.jp